

令和8年度米国市場における訪日旅行プロモーション業務委託公募要領

1 募集概要

- (1) 業務名 令和8年度米国市場における訪日旅行プロモーション業務委託
- (2) 契約者 富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会 会長
- (3) 採用方式 公募での企画提案方式
- (4) 業務内容 別紙「令和8年度米国市場における訪日旅行プロモーション業務委託仕様書」のとおり
- (5) 委託期間 契約日から令和9年3月26日（金）まで
- (6) 契約限度額 10,336,460 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (7) 採用予定件数 1 件

2 企画提案参加資格

参加資格を有するものは、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）による特別清算開始の申立がなされていない者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 直近1年間に国税又は都道府県税を滞納しているものでないこと。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (8) 静岡県暴力団排除条例第6条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、静岡県が代表者及び役員の氏名等を静岡県警察本部に対して照会を行うことについて同意できること。
- (9) 共同事業体により参加する場合は、各構成員が（1）～（8）の条件を満たすこと。

3 企画提案参加方法

(1) スケジュール (予定)

静岡県HPでの公告開始	令和8年7月30日(木)
質問書の提出期限	令和8年8月3日(月)17時まで
質問書の回答	令和8年8月6日(木)(予定)
参加申込書等の提出	令和8年8月7日(金)17時まで
企画提案書の提出期限	令和8年8月13日(木)15時まで
審査結果の通知	令和8年8月31日(月)まで(予定)

(2) 公募要領等に関する質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、所定の様式(様式1)により提出すること。

なお、下記に係る質問については受け付けない。

- ・電話や来訪による口頭での質問
- ・提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問

ア 提出期限

令和8年8月3日(月)17時まで

イ 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部観光振興課観光振興班

E-mail:kankou3@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 提出方法

電子メール

エ 回答

回答は、令和8年8月6日(木)までに、下記ホームページに掲載する。

URL:<https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/kanko/kankoshinko/#####.html>

(3) 参加意思表明書等の提出

企画提案に応募しようとする者は、以下の書類を提出すること。

	提出物	内 容	様式	部数
①	参加意思表明書	・ 参加意思表明書(誓約書)	様式2	1
②	その他確認書類	・ 会社概要等(定款及び組織、沿革、事業等会社の概要) ・ 直近1年間の納税証明書(国税又は都道府県税)	任意	1

ア 提出期限

令和8年8月7日(金)17時まで(必着)

イ 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部観光振興課観光振興班

住所:〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号(静岡県庁東館11階)

ウ 提出方法

直接持参又は郵送(郵送の場合は「書留」とすること。)

(4) 企画提案書の提出

企画提案に応募する者は、以下の書類を提出すること。

	提出物	内 容	様式
①	企画提案書かがみ		様式 3
②	企 画 提 案 書	以下のア、イの事項について、評価基準を踏まえ、できる限り具体的な提案内容を記載すること。 ア 業務遂行能力 ・業務実施体制（実施責任者、担当者の役職、氏名） ・実施責任者、担当者の業務内容 ・過去 5 年間に実施した類似事業の実績 ・全体スケジュール イ 提案書の概要 ・旅行商品の販売、ランディングページの運用方法 ・現地旅行会社への営業方法、結果の評価方法 ・現地観光博覧会の出展概要 ・商品販売を促進する独自案	任意
③	見 積 書	・仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費とし、備品等財産の取得に関わる経費は認めない。 ・積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。 ・宛名は、「富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会 会長」とすること。 ・選定に当たっては、記載された見積額に当該見積額の 10%に相当する金額を加算した金額によるので、提案書を提出する方は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること（消費税不課税、非課税のものを除く。）なお、記載された見積額に当該見積額の 10%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとする。	任意
④	共同事業体協定書兼委任状	・様式とともに事業体の組織規定や会則、契約書等の写しを添付すること。	様式 3－1

※ 上記「企画提案書」の内容については、契約予定者を選定するためのものであり提案書どおりに実施するものではなく、協議会との協議により、実施内容を決定する。

ア 提出部数

紙媒体 8 部（記名版 3 部（正本 1 部、副本 2 部）、無記名版 5 部）

電子データ（PDF）各 1 部（記名版及び無記名版）

※ 記名版は、提案者名、関連企業名、ロゴマーク等の提案者を特定できる情報が記載されたもの。無記名版は、内容は記名版と同じとするが、提案者を特定できる情報を入れないようにすること。なお、公正な審査とするため、審査会は、無記名版を基に実施する。

イ 提出期限

令和 8 年 8 月 13 日（木）15 時まで（必着）

ウ 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部観光振興課観光振興班

住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号（静岡県庁東館 11 階）

電話：054-221-3684

E-mail：kankou3@pref.shizuoka.lg.jp

エ 提出方法

紙媒体：直接持参又は郵送（郵送の場合は「書留」とすること。）

電子データ（PDF）：電子メール

（５）企画提案に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 公募要領等に違反すると認められる場合
- ・ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

イ 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

ウ 返却等

提出書類は理由の如何を問わず返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

エ 費用負担

企画提案書の作成、提出、審査会への出席など企画提案に要する経費等は、全て提案者の負担とする。

オ その他

提案者は企画提案書の提出をもって公募要領等の記載内容に同意したものとする。

企画提案が多数あった場合は、企画提案書提出後、書面での一次審査を行う場合がある。

提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

４ 審査に係る事項

（１）審査会での審査方法

審査は、協議会が別に定める委員により組織された審査会が行う。

なお、契約候補者の選定に当たっては、審査項目に基づき、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案書の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、契約候補者を選定する。

（２）審査会

ア 実施日

令和８年８月１８日（火）から２６日（水）まで

※ プレゼンテーションは行わず、書面審査とする。

イ 審査項目及び評価内容

提案された事業内容について、以下の項目に基づき数値（得点）で評価し、契約候補者を選定する。また、審査結果は、選定後、速やかに参加者に書面で通知する。なお、審査会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。

【評価基準】

番号	評価項目	評価基準	評価
1	業務遂行能力 (25 点)	○米国市場における訪日旅行プロモーション業務の実績	5 点
		○業務実施体制と個人情報の扱い	10 点
		○全体スケジュール	10 点
2	業務企画能力 (70 点)	○企画内容	
		・旅行商品の造成と販売	10 点
		・ランディングページの運用	10 点
		・現地旅行会社への営業	20 点
		・現地観光博覧会への出展	15 点
		・その他独自提案	15 点
3	経済合理性	○見積額の妥当性	5 点
合計			100

※ 各審査委員の得点の平均が 40 点を超えない提案は、不採用とする。

※ 「2 業務企画能力」の各項目のうち、1 項目でも 0 点があった場合、不採用とする。

※ 審査委員の合計得点が最も高い提案を採用する。同点の場合は、「2 業務企画能力」の各項目の合計点が最も高い提案者を採用する。さらに同点の場合は、審査委員が協議の上、決定する。

(3) 審査結果の通知

選定結果は、選定通知書又は非選定通知書にて、全ての企画提案者に 8 月 31 日（月）までに通知する。

5 契約方法

- ・契約予定者は、協議会と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、契約予定者と協議会との協議により最終的に決定する。
- ・契約予定者が正当な理由なく協議会と契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

6 業務委託の契約手続

次のとおり、業務委託の契約手続を行う。

- (1) 選定された提案者は、発注者と別途協議を行い、協議が整った場合には、契約締結となる。
- (2) 契約の際に提案内容を一部変更することがある。
- (3) 選定された提案者との協議が整わない場合は、次点の提案者と、同様の契約手続を行う。

7 留意事項

- (1) 参加に係る経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、書面に本件にかかる責任者の役職、氏名及び担当者の所属、氏名及び連絡先を記載すれば、代表者印の押印は不要とする。

8 問合せ先

静岡県スポーツ・文化観光部観光振興課観光振興班

住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁東館11階）

電話：054-221-3684

E-mail：kankou3@pref.shizuoka.lg.jp